



# 鳥取県公報

平成 26 年 2 月 28 日 (金)  
第 8 5 7 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (110) (くらしの安心推進課) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (111) (経済産業総室) . . . . . 2
	国土調査の成果の認証 (112) (農地・水保全課) . . . . . 3
	保安林の指定施業要件の変更予定 (113) (森林づくり推進課) . . . . . 3
	県道の区域の変更 (114) (道路企画課) . . . . . 4
	県道の供用の開始 (115) (〃) . . . . . 5
◇ 教委告示	指定技能教育施設の連携科目等の指定等 (3件) (5～7) (高等学校課) . . . . . 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第110号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域  
米子市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡湯梨浜町及び三朝町
- 2 実施期間  
平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）まで
- 3 実施場所  
当該特定計量器の所在の場所

## 鳥取県告示第111号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンターコーナン米子河崎店  
米子市河崎3292-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁401-1
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
変更前 (仮称) ホームセンターコーナン米子店 米子市河崎3292-1 外  
変更後 ホームセンターコーナン米子河崎店 米子市河崎3292-1 外
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401-1  
変更後 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁401-1
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町四丁401-1  
変更後 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田 直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁401-1
- 4 変更年月日
  - (1) 3(1)の変更 平成15年11月6日
  - (2) 3(2)及び3(3)の変更 平成25年11月13日

## 5 変更する理由

大規模小売店舗の名称並びに設置者及び小売事業者の代表者の変更のため

## 6 届出年月日

平成26年 2 月13日

## 7 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

## 8 縦覧に供する期間

平成26年 2 月28日から 4 月間

## 9 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

米子市加茂町一丁目 1 米子市経済部商工課

## 10 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第112号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 2 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
日野郡江府町	平成23年度及び平成24年度	江府町（大字武庫の一部〔20113140301〕）の地籍図及び地籍簿	江府町大字武庫の一部	平成26年 2 月28日

**鳥取県告示第113号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年 2 月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字飛田北谷口1331、1332、1335、1336の1から1336の7まで、1337、1343から1345まで、字上湖衡見1354から1363まで、1364の1から1364の3まで、1365から1368まで、1369の1から1369の3まで、字源次郎谷1371の1から1371の3まで、1372から1378まで、1380、1381の1、1381の2、1382の1から1382の3まで、1383から1387まで、1388の1、1388の2、1389から1393まで、1394の1、1394の2、字上井手鞆砥石

場1395の1から1395の3まで、1396から1399まで、字上井手鞆1400の1から1400の9まで、1401、1402、1405、1406、字金岡1615から1617まで、1619、1620の1、1620の3、1621、1622、1624の1から1624の4まで、1626、字廣國1627の1から1627の6まで、1638、字西廣國1661の1から1661の16まで、1661の19、1661の21、1661の23、1662の1、1662の2、字小畑2183、2185、2186、2187の1、2187の2、字東白子2203の1から2203の5まで、2204の1から2204の6まで、2207、2208、2222の1から2222の3まで、字西白子2274の1から2274の5まで、字神津谷2300の1、2300の2、2302の1から2302の5まで、2303から2306まで、2310の2、2311、2312、2316の1から2316の4まで、2317、2318、2319の1、字湯棚2876の1、2877の1から2877の5まで、字檜木2945の1から2945の3まで、字瀧ノ谷奥3442、3443の1から3443の3まで、3444、3462、字鳥ケ向3480、3482から3484まで、字小滑石3494、3495、3496の1から3496の5まで、3497から3499まで、3500の1、3500の2、字上野平4091、4093の1から4093の4まで、4094から4108まで、字上野原4111の1から4111の31まで、字上野谷4112の1から4112の3まで、4113から4117まで、4118の1、4118の2、字細原4123から4126まで、4127の1、4127の2、4128から4149まで、4150の1から4150の6まで、4151の1、4151の2、4152、4153、4154の1、4154の2、4155の1、4155の2、4156、4157、字数谷4159から4162まで、4163の1から4163の6まで、4163の8、4164から4168まで、4169の1、4169の2、4170の1から4170の8まで、4171から4174まで、4176、字大谷4187の1から4187の9まで、4188の1、4188の3、字下立木4267の1から4267の20まで、4268、字上立木4269の1、4269の2、4270の1から4270の21まで、字湯棚口4273の1、4273の2、字坂ノ谷4275の2、字俵坂ノ谷4366の1から4366の7まで、字大財3485、4367、4368、字駄返本立4369、4370の1から4370の3まで、字高山4371、字粟谷4372の2、4372の3、4372の5、字鋤畑ケ4375の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第114号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年2月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
八坂鳥取停車場 線	変更前	鳥取市扇町7-1地先から同市扇町1-1地先まで	10.8~35.0	86.0
	変更後	鳥取市扇町7-1地先から同地先まで	15.7~17.4	35.0

**鳥取県告示第115号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年2月28日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成26年2月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
米子広瀬線	米子市古市字山崎1-2地先から同市新山字頭無1-1地先まで	平成26年3月5日
	米子市古市字頭無106-2地先から同字93-1地先まで	〃

**教育委員会告示****鳥取県教育委員会告示第5号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、連携科目等の指定の解除をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 指定の解除をした指定技能教育施設の名称  
学校法人鶏鳴学園あすなろ予備校
- 2 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
文書デザイン	文書デザイン

- 3 指定の解除をする年月日  
平成26年4月1日

**鳥取県教育委員会告示第6号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称  
学校法人中央高等学園専修学校
- 2 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目

簿記	簿記
----	----

## 3 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
商品と流通	商品と流通

## 4 指定及び指定の解除をする年月日

平成26年4月1日

**鳥取県教育委員会告示第7号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、連携科目等の指定の解除をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月28日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

## 1 指定の解除をした指定技能教育施設の名称

学校法人 i s m若葉学習会専修学校

## 2 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
商品と流通	商品と流通

## 3 指定の解除をする年月日

平成26年4月1日

**調 達 公 告**

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年2月28日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- |                    |                                   |
|--------------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県立厚生病院物品調達管理業務 一式               |
| 2 契約方式             | 総合評価一般競争入札                        |
| 3 落札日              | 平成25年12月18日                       |
| 4 落札者の名称及び所在地      | エム・シー・ヘルスケア株式会社<br>東京都港区港南二丁目16-1 |
| 5 落札金額             | 37,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）     |
| 6 入札公告日            | 平成25年11月1日                        |
| 7 落札方式             | 総合評価落札方式                          |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院管財課<br>倉吉市東昭和町150         |